

(事務局 議案第6号について説明)

(質疑等の要旨)

会 長： 本議案については、あらかじめ事務局に、生産緑地制度の流れ等について委員に別途説明してもらうようお願いいたしました。そのことも含めてご意見ご質問などありましたらお願いします。

委 員： 農地は減っていく状況だが、死亡などで買取申出の際、市が購入し、活用することを考えるべきではないでしょうか。申出者は市が買わないということを見越しているように思います。

事務局： 生産緑地法の目的としては、宅地化の増進が目的の一方にあり、平成4年の法施行から、現実的には委員おっしゃるように農地はずっと減ってきています。制度的には買取制度がありますが、今までほとんど買取った事例がありません。理由としては2点あり、財政状況が非常に厳しく、土地開発公社にも一定の枠がありますので、現在まで買取るには至っていません。また、公共用地として一定規模の広さが必要といった点で、その農地だけを買うということにならないという実態です。農業振興や環境面などの課題があると認識はしておりますが、買取に関しては、現在の財政状況などを考えますと困難な状況です。

委 員： 元手がなくてもお金を借りて活用すればいいのではないのでしょうか。状況により売却すれば借金も少しは返せると思います。農地がなし崩し的になくなっていくことを考えることが必要だと思います。意見として言っておきます。

会 長： 今の委員の発言については、市の予算の使い方として問題提起があったということで、ご検討をいただければと思います。

委 員： 6 - 17の総括表で、今年度からの追加募集の取組みにより、変更前と変更後の生産緑地比率が80.6%から80.8%にほんの少し効果があるように思いますが、今後の見通しはありますか。

事務局： 今回の追加指定の取組みにより、11地区の申し出があり、結果0.64haの追加がありました。一方で、15地区において廃止があり、結果としては0.99haの生産緑地が減少することになりますが、今回の取組みにより、幾分農地保全に効果があったと考えています。

委 員： 生産緑地地区の追加指定の取組みについては一定の評価をしていますが、相続の際、後継者不足により、農地を手放さなければいけないという状況に対して、市の対策は進んでいるのでしょうか。

事務局： 農家全体が高齢化しており、担い手の問題は重要だと認識しておりますが、農地保全をしていく中で、農家だけで保全はむずかしい状況にあります。このことから市民参加型の農業、体験型市民農園といった取組みで、市民のご協力を得ながら、もしくは、市民農園という方法で農地を市民に利用してもらい、農地の保全を図っていきたいと考えています。

議案第6号(全員異議なしで、原案どおり可決)